

お願い ペットの飼育はマナーを守って

環境経済課

ペットを飼い始めたら、終生飼うことが飼い主の責務です。また、ペットと一緒に暮らすということは、周囲の人と折り合っていくということです。飼い主は、動物の性質・習慣を理解し、人間社会の中で生活するルールをペットに教えていく必要があります。

自分のペットがトラブルの原因にならないように、しっかり管理しましょう。

◆犬を飼うときのマナー

犬はつないで飼いましょう。犬の放し飼いは法律で禁止されています。

散歩をする時も、引き綱(リード)を必ずつけましょう。

散歩途中のふんは、必ず持ち帰りましょう。

◆野良猫にエサを与えないで

むやみにエサを与えると、野良猫が増えて人の敷地内の草木などを傷つけたり、ふん尿汚染の原因になったりすることがあります。野良猫にエサを与えていると、飼い主とみなされます。安易な気持ちでエサを与えないでください。

【問 合 先】環境経済課



お知らせ 浄化槽の適切な管理

環境経済課

浄化槽の適切な管理のために、保守点検・清掃・法定検査が浄化槽法により義務付けられています。

○保守点検 浄化槽が正常に動いているかどうかを点検することは、故障の把握や清掃時期を判断するうえで重要です。県の登録を受けた保守点検の専門業者に依頼して、定期的に保守点検を実施してください。

<登録事業者の問合先>

岐阜県岐阜地域環境室 ☎272-1920

○清 掃

浄化された水は外に放流されますが、紙などの固形物は底部にたまりまますので、年1回以上清掃しなければなりません。町の許可業者に依頼してください。

<町許可業者>

松南(株) ☎274-3224

○法定検査 浄化槽を設置している方は、浄化槽の水質に関する検査を毎年1回受けなければなりません。県の指定機関に申し込んで検査を受けてください。

<指定検査機関>

岐阜県環境管理技術センター

☎276-0321

適正な維持管理を続けていくためには、保守点検業者による保守点検・清掃・法定検査の契約をそれぞれすることとなりますが、これらをまとめた契約(らくらく一括契約)をされると個々に契約する煩わしさがなくなり、たいへん便利です。

【らくらく一括契約問合先】

岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会

☎276-0306

お願い 歳末たすけあい募金にご協力を

県共同募金会笠松町分会

12月1日から「みんなでささえあうあったかい地域づくり」をスローガンに「歳末たすけあい共同募金運動」が始まります。

この募金は、支援が必要な方が年末年始を温かく迎えられるよう、さまざまな事業に活用されます。主旨をご理解いただき、多くの皆さまのご協力をお願いします。

【募金受付先】岐阜県共同募金会笠松町分会

(福祉健康センター内)

☎387-5332

テレビdデータ放送で 町の情報をご覧いただけます

NHK (3ch)

テレビぎふチャン (8ch)

チャンネル長良川<シーシーエヌ>(ケーブルテレビ12ch)

いっしょに子育て

笠松双葉幼稚園

〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66

TEL:058-387-9155

http://www.tsumiki.ed.jp

社会医療法人蘇西厚生会



松波 総合病院

まつなみ健康増進クリニック

岐阜県羽島郡笠松町田代185番地の1

☎(058)388-0111(代)